

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、 人間ドック費用の助成について



大阪府後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者に対して各種保健事業を実施しています。

【後期高齢者医療健康診査】

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをしますので、現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」と記載された封筒でお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等で、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、「受診券」と被保険者資格を確認できるもの(注1)を忘れずにお持ちください。

注1 (1)(2)のいずれか

(1)マイナ保険証 (2)資格確認書

マイナ保険証とは、保険証利用登録を行ったマイナンバーカードのことです。医療機関等にカードリーダーがなければ資格確認書が必要です。資格確認書は、令和8年7月31日までの暫定の運用で、マイナ保険証を持っている・持っていないにかかわらずお送りしています。

ただし、以下に該当する方は、健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行いたしますので、お問い合わせください

※事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください

※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません

【後期高齢者医療歯科健康診査】

歯や歯肉の状態だけでなく、加齢に伴うお口の機能の低下(オーラルフレイル)を含めてチェックをしますので、義歯を使用中の方も積極的に受診してください。

4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。

受診の際は、被保険者資格を確認できるもの(注1)を忘れずにお持ちください。(受診券はありません。)

ただし、以下に該当する方は、歯科健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

※事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください



【人間ドック費用の一部助成】

人間ドック(公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における必須項目を満たすものに限る)を受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただいてから、市区町村の担当窓口で費用助成を申請してください。なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

▼申請に必要なもの

- ①受診された人間ドックの「領収書」(コピー可)
 - ②検査結果通知書一式(コピー可)
 - ③本人確認書類
 - ④口座情報のわかるもの
 - ⑤申請書(質問票を含む) ※申請時にお渡しします
- ※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は、印かんが必要で
※検査結果通知書の写しの提出に応じられない場合は、提出先の窓口にお申し出ください

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031 06-4790-2030
保険年金課 ⑰番窓口 ☎06-4302-9956 06-6700-0193

市民農園で農業体験をしてみませんか

市民農園とは、都市の住民がレクリエーションなどを目的として、自家用の野菜や花を栽培したり、農作業を体験する小面積の農園のことであり、農業に触れ、親しむ場を多くの人々に提供するものです。

平野区においても、下記の事業者が市民農園を開設されています。市民農園を借りたい方は、各事業者にお問い合わせください。



大阪市農業協同組合

(株)マイファーム



問合せ 経済戦略局 産業振興部
産業振興課 農業担当 ☎06-6615-3751



特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の 手当月額額の改定について

令和8年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級):56,800円→58,450円
- ②特別児童扶養手当(2級):37,830円→38,930円
- ③特別障がい者手当:29,590円→30,450円
- ④障がい児福祉手当:16,100円→16,560円
- ⑤経過的福祉手当:16,100円→16,560円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

詳しくはこちら▶



問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎06-4302-9857

児童扶養手当の支給月額が 改定されます

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

令和8年4月分から

(児童1人目)

全部支給 46,690円→48,050円

一部支給 46,680円~11,010円→48,040円~11,340円

(児童2人目以降)

全部支給 11,030円→11,350円

一部支給 11,020円~5,520円→11,340円~5,680円に改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

詳しくはこちら▶



問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎06-4302-9857

令和8年4月から 子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援の強化に向け、支援施策に財源の一部を充てるため、医療保険の被保険者や事業主の方々を含む全世代から医療保険料とあわせてお支払いいただく仕組みとなっています。国民健康保険でも令和8年度から、従来の医療分、後期高齢者支援金分、介護分に加えて、子ども・子育て支援金分が保険料に加わります。また、後期高齢者医療制度でも従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援金分が保険料に加わります。

問合せ 保険年金課 ⑰番窓口

☎06-4302-9956 06-6700-0193

介護保険担当からのお知らせ 65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

●介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

●介護保険料の減免について

大阪市では、災害や失業などの減免のほか、世帯全員が市町村民税非課税で収入・資産等一定の条件に該当される場合、減免を行っています。

※減免を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください

※昨年度減免承認の方には、更新のご案内を4月下旬に順次お送りしますので、5月末までに申請してください

問合せ 保健福祉課(介護保険)③番窓口

☎06-4302-9859

ひらのオレンジチームからのお知らせ

オレンジチームは、認知症状のご心配がある方やそのご家族の相談窓口です。「もしかして認知症かな?」と不安に感じていることがありましたら、医療と福祉の専門職が、ご本人やご家族のお話を聞かせていただき、安心して暮らしていただけるよう、相談しながらサポートいたします。



おひとりで抱え込まず、まずは
ご相談ください。

問合せ ひらのオレンジチーム

☎06-6777-9030 06-6777-9029

月~土 9:00~17:00(日・祝日を除く)